

鹿児島市建設工事最低制限価格制度の運用について

建設工事における最低制限価格制度の運用については、鹿児島市建設工事最低制限価格制度実施要領に定めるもののほか、下記のとおり行うものとします。

記

1 対象外工事

降灰除去工事、しゅんせつ工事（港湾工事を除く）及び随意契約に係る建設工事は、最低制限価格制度の対象工事としない。

2 制限割合の算出（単価契約を除く）

制限割合は、当該工事の予定価格の算出の基礎となった、次のア～エの額（円未満切捨て）の合計額を、工事価格で除して算出するものとする。（小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。）

$$\text{制限割合} = (\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}) \div \text{工事価格}$$

ア：直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額

イ：共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額

ウ：現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

エ：一般管理費相当額に10分の7.5を乗じて得た額

3 最低制限価格〔税抜き〕の算出

最低制限価格〔税抜き〕は、予定価格〔税抜き〕に制限割合を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

ただし、その割合が10分の9.2を超える場合には予定価格に10分の9.2を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とし、その割合が10分の8に満たない場合には予定価格に10分の8を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

4 実施時期

令和2年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事の入札から適用する。